

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯ですか

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により減少が見込まれる主たる生計維持者の収入は、給与収入ですか？ 事業収入等ですか？

給与収入

どちらも

事業収入等

・営業、農業、不動産、山林

次の要件に全て該当しますか

- ・会社が倒産、又は会社から解雇などにより失業した方
- ・失業時点での年齢が65歳未満の方
- ・失業給付を受ける方

はい

いいえ

給与収入の他に、新型コロナウイルスの影響で減少が見込まれる事業収入等がありますか

いいえ

はい

次の i ~ iii の全てに該当しますか
<要件>

- 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの収入が前年の当該事業収入等の10分の3以上減少する見込みであること（保険金、損害賠償等により補填される金額は収入に含む）。
- 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額が1,000万円以下であること。
- 世帯の主たる生計維持者の前年から10分の3以上減少する見込みの事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

はい

いいえ

全額免除

非自発的失業軽減対象者
前年の給与所得を
30/100とみなすこと
により、保険税を軽減

次ページの
計算式に
より減免

当該減免の対象外
徴収猶予については、
納税課にご相談ください

主たる生計維持者とは、世帯主または世帯主以外の国民健康保険被保険者が主たる生計を維持している場合はその被保険者のことを指します。

計算式

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{(A) 世帯の被保険者全員について算定した保険税額}} \\
 \times \\
 \left[\begin{array}{c}
 \boxed{\text{(B) 世帯の主たる生計維持者の(3割以上)減少が見込まれる事業収入等に係る前年所得}} \\
 \hline
 \boxed{\text{(C) 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額}}
 \end{array} \right] \\
 \times \\
 \boxed{\text{(D) 減額又は免除の割合}} = \boxed{\text{保険税減免額}}
 \end{array}$$

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	(D) 減額又は免除の割合
世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合	全部
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免の＜要件＞ i～iii に該当する場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定します。

- ア (C) の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の国保税軽減制度を適用した後の所得（給与所得を30%とした金額）を用います。
- イ 世帯主の前年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の国保税軽減制度による軽減前の所得を用います。